

各 位

会 社 名:株式会社 あさひ 代表者名:代表取締役社長 下田佳史 (東証第一部:コード番号: 33333) 問合せ先:取締役経理部長 古賀俊勝 電話番号:06(6923)7900

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年4月5日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年5月15日開催予定の当社第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)当社は、2021年2月15日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて 別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス のより一層の充実を図るため、2021年5月15日開催予定の第46回定時株主総会の承認を 条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしま した。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会 に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行なうも のであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって 法令の定める範囲内で責任を免除することができるよう、現行定款第 30 条の一部を変更 するものであります。なお、現行定款第 30 条の変更につきましては、監査役全員の同意 を得ております。
- (3) 上記変更に伴う条数の修正、文言の整備その他所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2021年5月15日(予定) 2021年5月15日(予定)

以上

(下線は変更箇所を示しております。) 現行定款 変更案 第1章 総 則 第1章 総 則 第1条 ~ 第3条 (条文省略) 第1条 ~ 第3条(現行どおり) (公告方法) (公告方法) 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。 第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行な ٠ やむを得ない事由により、電子公告に やむを得ない事由により、電子公告に よることができない場合は、日本経済 よることができない場合は、日本経済 新聞に掲載する方法により行う。 新聞に掲載する方法により行なう。 第2章 株 第2章 株 式 式 第5条 ~ 第11条 (条文省略) 第5条 ~ 第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第3章 株主総会 第 12 条 ~ 第 14 条 (条文省略) 第 12 条 ~ 第 14 条 (現行どおり) (決議の方法) (決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に 別段の定めがある場合を除き、出席し 別段の定めがある場合を除き、出席し た議決権を行使することができる株 た議決権を行使することができる株 主の議決権の過半数をもって行う。 主の議決権の過半数をもって行なう。 会社法第309条第2項の定めによる決 会社法第309条第2項の定めによる決 議は、議決権を行使することができる 議は、議決権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以上を有する 株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の3分の2 株主が出席し、その議決権の3分の2 以上をもって行う。 以上をもって行なう。 第 16 条 ~ 第 17 条 (現行どおり) 第 16 条 ~ 第 17 条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 第4章 取締役及び取締役会 第18条 (条文省略) 第 18 条 (現行どおり) (取締役の員数) (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は10名以内とする。 第19条 当会社の取締役(監査等委員である者 を除く。)は10名以内とする。 (新 設) 当会社の監査等委員である取締役(以 2 下、「監査等委員」という。)は、5 <u>名以内とする。</u> (取締役の選任) (取締役の選任) 第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議に 第20条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ 以外の取締役とを区別して株主総会 よって選任する。 の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使す

取締役の選任決議は、議決権を行使す

現行定款

ることができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、出席し た当該株主の議決権の過半数をもっ て行う。

3 (条文省略)

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終 了する事業年度のうち<u>の</u>最終のもの に関する定時株主総会終結の時まで とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第 22 条 ~ 第 23 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第24条 (条文省略)

2 取締役<u>及び監査役</u>全員の同意がある ときは、招集の手続きを経ないで取締 役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わること ができる取締役の過半数が出席し、出 席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の 決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 だし、監査役が異議を述べたときはこ の限りではない。

(新 設)

変更案

ることができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、出席し た当該株主の議決権の過半数をもっ て行なう。

3 (現行どおり)

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までと する。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員 の任期は、選任後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の 任期は、退任した監査等委員の任期の 満了する時までとする。

4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第 22 条 ~ 第 23 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第24条 (現行どおり)

取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わること ができる取締役の過半数が出席し、出 席した取締役の過半数をもって行<u>な</u> う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の 決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき は、当該決議事項を可決する旨の取締 役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

変更案 第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6

項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部 又は一部を取締役に委任することが

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所ならびに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第28条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第 <u>29</u>条 取締役の報酬等は、株主総会の決議に よって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規 定により、社外取締役との間に、同法 第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令が定める最低責任限度額と する。

(新 設)

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は5名以下とする。

(監査役の選任)

(取締役会の議事録)

できる。

第 28 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所ならびに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。

第29条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第<u>30</u>条 取締役の報酬等は、株主総会の決議に よって<u>監査等委員とそれ以外の取締</u> 役とを区別して定める。

第31条 当会社は、取締役会の決議によって、

(取締役の責任免除)

取締役(取締役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任に ついて法令に定める要件に該当する 場合には賠償責任額から法令に定め る最低責任限度額を控除して得た額 を限度として免除することができる。 当会社は取締役(業務執行取締役等で ある者を除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令 に定める要件に該当する場合には賠 償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づ く賠償責任の限度額は、法令の定める 最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当会社は、監査等委員会を置く。

(削 除)

(削 除)

現行定款変更案

第33条 当会社の監査役は、株主総会の決議に よって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時まで レする

2 補欠として選任された監査役の任期 は、退任した監査役の任期の残存期間 と同一とする。

(常勤の監査役)

第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監</u> 査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前 までに発する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮すること ができる。

2 <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招 集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催 することができる。

(監査役会の決議方法)

第 <u>37</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に定めがある</u> <u>場合を除き、監査役</u>の過半数をもって 行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所ならびに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規則)

第 <u>39</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本 定款のほか、<u>監査役会</u>において定める 監査役会規則による。 (削 除)

(削 除)

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必 要があるときは、この期間を短縮する ことができる。

整査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わる</u> ことができる監査等委員の過半数が 出席し、出席した監査等委員の過半数 をもって行なう。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会の議事については、法務 省令で定めるところにより開催の日 時及び場所ならびに議事の経過の要 領及びその結果、その他の事項を書面 又は電磁的記録をもって議事録を作 成する。議事録には出席した監査等委 員がこれに記名押印又は電子署名を 行なう。

(監査等委員会規則)

第<u>36</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又 は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>におい て定める監査等委員会規則による。 現行定款変更案

(監査役の報酬等)

第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議に</u> よって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第 <u>42</u>条 ~ 第 <u>44</u>条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第 <u>45</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第 46 条 (条文省略)

(剰余金の配当)

第 <u>47</u>条 当会社は、定時株主総会の決議によって、毎年 2 月 20 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当」という)を行う。

(中間配当)

第 48 条 当会社は、取締役会の決議によって、 毎年 8 月 20 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式 質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第49条 (条文省略)

(新 設)

(削 除)

(削 除)

第6章 会計監査人

第 37 条 ~ 第 39 条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第 <u>40</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。

第7章 計 算

第 41条 (現行どおり)

(剰余金の配当)

第 <u>42</u>条 当会社は、定時株主総会の決議によって、毎年 2 月 20 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当」という)を行なう。

(中間配当)

第 <u>43</u>条 当会社は、取締役会の決議によって、 毎年 8月 20日の最終の株主名簿に記 載又は記録された株主又は登録株式 質権者に対し、中間配当を行<u>な</u>うこと ができる。

第 44 条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 46 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外 監査役であった者を含む。)の行為に関する会 社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約 については、なお同定時株主総会の決議による 変更前の定款第 41 条の定めるところによる。